

## 【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年 7 月 3 日
【会社名】	株式会社電通
【英訳名】	DENTSU INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 石井直
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目 8 番 1 号
【電話番号】	03(6216)8013
【事務連絡者氏名】	経理 1 部長 飯高美樹
【最寄りの連絡場所】	東京都港区東新橋一丁目 8 番 1 号
【電話番号】	03(6216)8013
【事務連絡者氏名】	経理 1 部長 飯高美樹
【縦覧に供する場所】	株式会社電通 関西支社 ( 大阪市北区堂島二丁目 4 番 5 号 ) 株式会社電通 中部支社 ( 名古屋市中区栄四丁目16番36号 ) 株式会社東京証券取引所 ( 東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号 )

## 1【提出理由】

平成25年7月3日(水)開催の当社取締役会において、当社普通株式の海外市場(ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売に限る。)における募集(以下「海外募集」という。)が決議され、これに従ってかかる当社普通株式の募集が開始されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

なお、上記海外募集の決議と同時に、新株式発行及び自己株式の処分に係る当社普通株式の日本国内における募集(以下「国内一般募集」という。)、オーバーアロットメントによる売出し並びに野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことが決議されております。

## 2【報告内容】

イ 株式の種類	当社普通株式
ロ 募集株式数	下記(1)及び(2)の合計による当社普通株式16,000,000株 (1) 下記りに記載の海外引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式14,000,000株(自己株式の処分) (2) 下記りに記載の海外引受会社に対して付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式の上限として当社普通株式2,000,000株 国内一般募集を含めた各募集間で配分する株式数の最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で、平成25年7月22日(月)から平成25年7月24日(水)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定する。
ハ 募集価格 (発行価格及び処分価格)	未定 (日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。)
ニ 発行価額 (会社法上の払込金額)	未定 (日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日に決定する。)
ホ 資本組入額	未定 (資本組入額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額(1円未満端数切上げ)を発行数で除した金額とする。)
ヘ 発行価額の総額	未定

- ト 資本組入額の総額 未定  
(資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。なお、海外募集における自己株式の処分に係る払込金額の総額は資本組入れされない。)
- チ 株式の内容 株主としての権利内容に制限のない標準となる株式  
単元株式数 100株
- リ 募集方法 Nomura International plc及びMorgan Stanley & Co. International plcを共同主幹事引受会社とする海外引受会社(以下「海外引受会社」という。)に海外募集分の全株式を総額個別買取引受けさせる。また、海外引受会社に対して上記口(2)に記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利を付与する。
- ヌ 引受人の名称 Nomura International plc(共同主幹事引受会社)  
Morgan Stanley & Co. International plc(共同主幹事引受会社)  
Mizuho International plc  
Daiwa Capital Markets Europe Limited
- ル 募集を行う地域 海外市場(ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売に限る。)
- ヲ 提出会社が取得する手  
取金の総額並びに使  
途ごとの内容、金額及  
び支出予定時期 (1) 手取金の総額
- |             |                     |
|-------------|---------------------|
| 払込金額の総額上限   | 48,206,400,000円(見込) |
| 発行諸費用の概算額上限 | 250,000,000円(見込)    |
| 差引手取概算額上限   | 47,956,400,000円(見込) |
- なお、払込金額の総額は、発行価額の総額と同額であり、平成25年6月26日(水)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額である。また、上記口(2)に記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の全てが行使された場合の金額である。
- (2) 手取金の使途ごとの内容、金額及び支出予定時期  
上記差引手取概算額上限47,956,400,000円については、海外募集と同日付をもって取締役会で決議された国内一般募集の手取概算額63,110,900,000円及び本件第三者割当増資の手取概算額上限8,998,700,000円と合わせ、手取概算額合計上限120,066,000,000円について、全額を平成25年9月末までにAegis Group plcの買収に係る短期借入金2,000億円の一部の返済に充当する予定であります。
- ワ 払込期日 平成25年7月29日(月)から平成25年7月31日(水)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。

カ 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

株式会社東京証券取引所

ヨ その他の事項

当社の発行済株式総数及び資本金の額（平成25年7月3日現在）

発行済株式総数 278,184,000株

資本金の額 58,967百万円

安定操作に関する事項

1. 今回の募集に伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
2. 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。